

財政用語集（五十音順）

あ行

維持補修費 公共施設の補修などの費用です。

依存財源 国や県が決定し、交付される財源です。地方交付税、国庫支出金、地方債など。 自主財源

一般財源 使いみちに制限のない財源です。具体的には地方税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金、地方消費税交付金など。 特定財源

衛生費 保健衛生や環境対策、ごみ処理などに要する経費です。

か行

議会費 市議会に要する経費です。

起債制限比率 地方公共団体において地方債の償還による財政の圧迫を避けるため設けられた指標であり、この指標の値が20%を超えると地方債の発行が制限されます。

基準財政収入額 地方交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において収入が見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額です。

基準財政需要額 地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。

義務的経費 地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、そのときの状況で簡単に削減できない経費です。 職員、議員の給与等の人件費、 生活保護費等の扶助費及び 地方債の元利償還等の公債費からなっています。

教育費 小・中学校、公民館、図書館などに要する経費や生涯学習を推進するための経費です。

形式収支 歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額です。

経常一般財源 毎年度連続して収入される財源のうち、その使いみちが決まっておらず、自由に使える収入をいいます。具体的には、市民税や固定資産税などの税金や普通交付税、自動車取得税交付金、公共

施設を使ったときの使用料、証明などの発行手数料、利子や不要になった土地などを売却した財産収入などのうち使途の特定されないものです。

経常収支比率 地方公共団体の財政の自由度つまり弾力性を判断するための指標で、その値が80%を超えると弾力性が失われてきているといわれます。経常収支比率は、人件費、扶助費、物件費、維持補修費及び公債費などの経常的経費に使った一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源の総額に対してどのくらい占めているかを表したものです。

この割合が高いと、建物の建設や道路の整備などに使うお金(普通建設費)や新規の事業にお金を回すことができなくなるため、弾力性が失われているといわれます。

経常的経費 経常的経費は経常的支出ともいい、年々持続して固定的に支出される経費をいいます。費目としては人件費、扶助費、物件費、維持補修費及び公債費などです。

継続費 地方公共団体が行う建設工事などで、完成までに数年間かかる場合は、予算でその経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる経費です。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。

県支出金 県からの市町村に対する支出金です。県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金とがあります。国庫支出金と同様に、負担金・補助金・委託金からなっています。

公債費 市債の元金の償還及び利子の返済に要する経費です。

公債費比率 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、経常一般財源に占める公債費の一般財源所要額に対する割合です。

公債費負担比率 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。

国庫委託金 国が行う事務事業を国民の利便、経費の節減等から地方公共団体に委託する場合に支出されるものです。国政選挙、国勢調査、外国人登録などがあります。

国庫支出金 予算書での分類では、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金とからなります。

国庫負担金 国と地方の相互に利害のある事務事業(義務教育、生活保護等)に対し国が義務的に支出するものです。

国庫補助金 国が地方公共団体に対し特定の事業を奨励助長、または財政援助を目的として交付するも

のです。

国直轄事業 国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されています。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するものです。

さ行

災害復旧費 暴風・豪雨・洪水・地震などによって生じた災害被害に対する復旧に要する経費です。

財政健全化法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律です。

財政再生基準 地方公共団体が自主的な財政の健全化が難しい状況で、計画的に財政の再生を図るべき基準であり、市町村においては次のいずれかひとつでも該当した場合は、財政再生団体となります。実質赤字比率は20%以上、連結実質赤字比率は30%以上、実質公債費比率は35%以上です。

財政調整基金 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。この値が1を超えると財政が豊かであるとみなされ、普通交付税が交付されない不交付団体となります。

歳入欠陥 収入を予定し予算に計上したものが、予定した額だけ収入されず、不足を生じる場合、その差引不足分です。

債務負担行為 数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されています。

実質赤字比率 地方公共団体の歳入が歳出に不足するなど赤字になった額を、標準財政規模の額で除して得た数値です。

実質公債費比率 公債費(市債の償還費用)による財政負担の程度を示すもので、当該年度の元利償還金に公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等から地方交付税が措置されるものを除いた額を標準財政規模の額で除して得た数値の3年間の平均の値。この値が18%以上になると地方債の発行に国の許可が必要で、25%以上になると一般事業等の地方債の発行が制限され、35%以上になると公共事業等の地方債の発行が制限されます。

実質収支 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。)、繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額です。なお、これを標準財政規模で除したものを実質収支比率といいます。

実質単年度収支 単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額です。

自主財源 地方公共団体が自らの権能を行使して調達できる財源です。地方税、分担金、負担金、使用料など。 依存財源

商工費 商工業や観光の振興に要する経費です。

消防費 消防や災害対策に要する経費です。

将来負担比率 地方公共団体の地方債残高、地方公共団体が設立した財団法人などの負債額、地方公共団体の職員が年度末で全員が退職した場合の退職手当の額などを合計した額を標準財政規模の額で除して得た数値です。

早期健全化団体になる 早期健全化基準の値は「350%」であり、財政再生団体になる 財政再生基準は定められていません。

諸支出金 行政目的を有しない経費であり、普通財産取得などに要する経費です。

人件費 職員給料のように一定の勤務に対する対価・報酬として支払われる経費です。

早期健全化基準 地方公共団体の財政が悪化した状況で、自主的かつ計画的に財政の早期健全化を図るべき基準であり、市町村においては次のいずれかひとつでも該当する場合は、財政健全化団体となります。 実質赤字比率は財政規模に応じて11.25～15%以上、 連結実質赤字比率は財政規模に応じて16.25～20%以上、 実質公債費比率は25%以上、 将来負担比率は350%以上です。

総務費 市が所有する土地や建物の維持管理、国際交流、交通安全対策などに要する経費です。

た行

単独事業 一般的には、地方公共団体が自らの経費で行う事業を単独事業ということができますが、地方財政上の用語としては、経費の性質別分類として、国庫補助を受けないで地方公共団体が単独で行う事業を単独事業といいます。この国庫補助は直接的であると間接的であるとを問いません。すなわち、市町村の場合は、その国庫からの補助が直接市町村に対して行われる場合及び国庫からの補助が都道府県を經由

して行われる場合は、いずれも国庫補助事業であって、単独事業ではありません。また、県単独の補助を受けて行う事業は、地方財政計画や地方財政白書で普通建設事業ではなく、市町村の単独事業に区分されています。

単年度収支 実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した、単年度の収支のことです。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。

地方公営事業会計 地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、収益事業、公益質屋事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称です。 普通会計

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 地方公共団体の財政の健全性に関する比率(実質赤字比率、 連結実質赤字比率、 実質公債費比率、 将来負担比率)の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化(早期健全化基準)及び財政の再生(財政再生基準)並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とした法律です。

地方交付税 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。ひらたく言えば、国からの仕送りです。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税があります。

地方債 地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。また、地方債を起こすことを起債といいます。なお、地方債を発行して資金調達することができる事業は法令で定められており、地方公共団体の裁量だけで発行することはできません。

地方債計画 毎年度国の財政投融资計画と関連して自治省が策定する地方債の年度計画で、事業別の起債許可予定額を示した全体計画です。地方債発行の量的な基準になります。

地方財政計画 内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のことです。地方財政計画には、 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割があります。

地方譲与税 国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税です。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行しています。具体的な税は、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等があります。

積立費 基金への積立の経費です。

投資的経費 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。

特定財源 使いみちが指定されている財源です。具体的には国庫支出金、地方債、分担金など。 一般財源

特別交付税 地方交付税の一部で、その総額の6%に相当する額です。特別交付税は、普通交付税における基準財政需要額の算定方法によっては補足されなかった特別の財政需要があること、普通交付税の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要が増加又は財政収入の減少があること、または、その他特別の事情があることなどにより、算定方法の画一性のために生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方公共団体に対して、当該事情を考慮して交付されます。

土木費 道路建設・改修、公園整備、土地区画整理などまちづくりに要する経費です。

な行

農林水産業費 農業の振興に要する経費です。

任意的経費 地方公共団体が任意に支出することができる経費であって、義務的経費と相対をなす財政分析上の用語です。一般的には性質別に分けた歳出費目14項目のうち、人件費、扶助費、公債費の義務的経費以外の費目が任意的経費です。

は行

標準財政規模 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

標準税収入 地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額をいいます。実務的には普通交付税算定における法定普通税の基準税額に75分の100を乗じて求めるものです。

扶助費 社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障害者等に対して、その生活を維持するために

支出される経費です。

普通会計 地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計です。所沢市の場合是一般会計に区画整理会計と下水道会計の一部(し尿処理と都市下水路の部分)を合わせたものです。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分です。 地方公営事業会計

普通建設事業費 道路、学校、庁舎等の建設事業に要する投資的経費です。

普通交付税 地方交付税の主体をなすもので、その総額は地方交付税の94%に相当する額になります。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して交付され、交付額は原則として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(財源不足額)になります。

物件費 非生産的物財調達のための経費で、委託料や臨時職員の賃金がこれにあたります。

補助事業 一般的には、地方公共団体が他から補助を受けて行う事業を補助事業とすることができますが、地方財政上の用語としては、経費の性質別分類として、直接または間接に国庫からの補助(負担金を含む)を受けて施行する普通建設事業、災害復旧事業及び失業対策事業を補助事業といい、単独事業に対する用語です。ただし、市町村の場合は、県単独の補助を受けて行う事業は、地方財政計画や地方財政白書で普通建設事業ではなく単独事業に区分されています。

補助費等 補助金・寄附金などがこれにあたりますが、その他さまざまな経費も含まれています。

ま行

民生費 児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉などに要する費用です。

や行

予算 地方公共団体の予算は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めを、総括したものです。これは歳入歳出予算に直接関連するもの、又は将来必ず財政負担を伴い実質的に予算となるものについて、その全貌を把握することが予算審議上からも実態的意義からも必要であるとの考えからです。歳入予算は単に収入の見積もりですが、歳出予算は見積もりであると同時に支出の限度や内容を制限する拘束力を有しています。

予算科目 予算科目とは予算に計上されている費目の内容を表す事項の名称です。地方公共団体の予算は歳入歳出ともそれぞれ款・項・目・節に分類されています。この区分は総務省令で定める区分を基準として定めなければならないとされています。なお、この財政用語集に掲載されている総務費や民生費などは

款に区分される歳出予算科目です。

ら行

連結実質赤字比率 地方公共団体の一般会計、特別会計及び公営企業(水道・病院事業など)に係る特別会計の歳入が歳出に不足するなど赤字になった額を、標準財政規模の額で除して得た数値。

労働費 勤労者を支援するために要する経費です。